

ICT活用工事(海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾))実施要領

(概要)

第1条 ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

(ICT施工技術の具体的内容)

第2条 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

- ① 3次元起工測量
起工測量(深淺測量)において、3次元測量データを取得するため「マルチビーム測深システム(以下、「マルチビーム」という)」により、測量を行う。
- ② 3次元数量計算
①により得られた測量結果を用いて、数量計算を行う。
- ③ ICTを活用した施工
①により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行う。
- ④ 3次元出来形測量
海上地盤改良工が完了した後、「マルチビームを用いた深淺測量(出来形測量)」を行い、出来形確認を行う。
- ⑤ 3次元データの納品
④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(各要領等)

第3条 当該工事は、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

- ① マルチビームを用いた深淺測量マニュアル(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(国土交通省港湾局)
- ② 3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(国土交通省港湾局)
- ③ 3次元データを用いた出来形管理要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(国土交通省港湾局)
- ④ 3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編)(国土交通省港湾局)

(対象工事)

第4条 対象工事は、以下の工種を含む港湾等における海上地盤改良(床掘・置換工)工事とする。

- ・ポンプ浚渫工
- ・グラブ浚渫工
- ・硬土盤浚渫工
- ・砕岩浚渫工
- ・バックホウ浚渫工

(ICT 活用工事の発注方法)

第5条 ICT 活用工事の発注は下記の(1)によるものとする。

(1)受注者希望型

第4条の対象工事全て。

請負者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、あらかじめ監督員と協議を行う。

監督員は、協議を受理・指示する。

(発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い)

第6条 受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。

(ICT 活用工事実施の推進のための措置)

第7条 ICT 活用施工を実施した場合、専任監督員の評価項目である、「創意工夫」において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。

- (1)3次元起工測量
- (2)3次元数量計算
- (3)ICTを活用した施工
- (4)3次元出来形測量
- (5)3次元データの納品

(費用計上)

第8条 請負者からの協議により ICT 海上地盤改良工を実施する場合は、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(海上地盤改良工:床掘工・置換工編) (国土交通省港湾局)」や見積り等により、必要な経費を計上する。

見積りを徴収する場合は、愛知県の「ICT 活用工事(河川浚渫)実施要領」の別紙-3「ICT の活用に係る見積り書の依頼について」を参考にすること。

(施工管理、監督・検査)

第9条 ICT活用工事を実施した場合の、施工管理、監督・検査は、県又は国土交通省が定めたICT活用工事に関する基準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

(その他)

第10条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。